



第 214 号
 令和 5 年 8 月 発行
 発行 所
 公益法人 伏見納税協会
 伏見納貯組合連合会
 京都市伏見区深草墨染町44-14
 電話 075 (641) 0998 番
 編集 発行人
 専務理事 平松 千二

定時総会報告

○公益社団法人伏見納税協会の令和5年度定時総会は、5月30日ザ・サウザンド京都において、伏見税務署長をはじめ、多数の来賓をお迎えして盛大に開催されました。

総会では、決議事項として令和4年度事業報告・収支決算・役員選任について審議され、すべて承認可決されました。また、令和5年度事業計画・収支予算等について報告がありました。

総会終了後には、会員の福祉向上などに特にご尽力いただいた5名の方に協会長より、感謝状の贈呈が行われました。

※ 令和4年度の決算等については、ホームページをご覧ください。



○伏見納税貯蓄組合連合会の定時総会は5月23日伏見納税協会2階会議室において開催され、令和4年度事業報告・収支決算等について承認可決されました。



**伏見納税協会 令和5年度
 主な事業**

○組織拡充

会員減少に歯止めをかけるべく役員の方々にご尽力を頂いた結果、法人会員については前年比+5と3年振りに増加に転じました。引き続き、加入勧奨にご協力をお願いいたします。

○納税表彰式

場 所…リーガロイヤルホテル京都
 日 時…11月16日(木)

**伏見納税貯蓄組合連合会
 事業計画**

基本方針である「期限内納付の推進」や「税の作文募集」、「租税教育」などの事業を展開し、当組合の認知度を高める活動を行います。



便利なe-Taxで申告・キャッシュレスで納税

署長 久地 正浩 (ひさち まさひろ)



伏見税務署 新署長紹介

1 着任に際して一言

豊かな水に恵まれた伏見は、①風光明媚な山紫水明の地として皇室や貴族の別荘の建築、②天下統一を果たした豊臣秀吉による豪壮華麗な伏見城の築城、③京都と大阪を結ぶ淀川水運の玄関口としての賑わい、④大名や旅人による酒の需要の伸びに伴う伏見の酒の隆盛、⑤幕末には、坂本龍馬らの志士たちが押し寄せ近代の夜明けの舞台となるなど、非常に、歴史・文化・自然に溢れる地域であり、この地で勤務できることを大変光栄に感じております。

この1年、納税協会をはじめとした関係民間団体の皆様方と、良好かつ緊密な関係を築きつつ、あらゆる課題に取り組んでいく所存でございますので、より一層の、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

(追伸)

昭和62年に勤務した吹田税務署で、当時、誕生したドライ系のビールに出会って以来、ビール党でありましたが、酒処「伏見」に来たからには、ビールにはチェイサーとして脇役に回っていただきます。

2 趣味・特技等

スキー (年間15～20日程度、信州に行きます)、映画鑑賞 (ビール付)

3 出身地

京都市北区(出身)、
京都市中京区(在住)

4 今、興味があること

皆様との意見交換と伏見のお酒

<略歴>

令和4年7月	総務部	税務相談室	総括主任相談官
令和3年7月	大阪局	長浜署	署長
令和2年7月	大阪局	調査第一部	総括特別国税調査官
平成30年7月	大阪局	西署	総括特別国税調査官(法人)
平成28年7月	大阪局	草津署	副署長(筆頭)
昭和57年4月	大阪国税局		採用

幹部異動内容

(令和5年7月10日付)

(転入者)

署長

久地 正浩

(局総税相総括主任相談官)

管運1統括官

小林 正明

(天王寺管運1統括官)

個人2統括官

日高 伸一郎

(庁長官官房人事試験係長)

個人連絡調整官

宮崎 康徳

(局総・会計予算係長)

法人1統括官

榎 直也

(尼崎・法人6統括官)

(転出者)

署長

雲田 泰弘

(局課二・酒税課長)

管運1統括官

石倉 寛文

(金沢局・武生管運統括官)

個人2統括官

望月 徹

(局総企画業務センター南分室主任管理官)

個人連絡調整官

前野 良輔

(局査・査8主査)

法人1統括官

吉田 さゆり

(局総会計課長補佐)



青年部会 桜まつり



令和5年4月2日

コロナ禍で中止が続いていた「桜まつり」が宇治川派流（京橋～であい橋間の川沿い）で開催されました。当協会からは青年部会が共同主催者として参加し、「税金クイズ」を出題するなど税知識の普及に努めました。

会場では他に花苗木、小物、食べ物、日本酒等の模擬店で賑わい、地域社会の活性化にもひと役買うイベントとなりました。



キャッシュレス納付利用推進宣言式

令和5年2月15日

伏見酒造組合の新会館竣工式に合わせ伏見酒造組合、伏見納税貯蓄組合連合会と伏見納税協会の共催で「キャッシュレス納付利用推進宣言式」を開催しました。式典では伏見酒造組合 増田理事長がキャッシュレス納付の利用への積極的な取組を宣言しました。

5 お酒

THE JAPANESE SPARKLING SAKE

新! フルーティーに 香り立つ

新! 甘さすっきり CLEAR

お米うまれのフルーティーでやさしい甘み。

松竹梅白壁蔵 MIO スパークリング日本酒

お酒は20歳を過ぎてから。ストップ飲酒運転。妊婦中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。お酒は楽しく適量を。のんだあとにはリサイクル。

www.takahashi-mio.com
伏見納税貯蓄 0130-109-054 宝酒造株式会社



消費税

事業者の方へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者の登録を受ける必要があります。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！！



「e-Taxソフト（WEB版）」及び「e-Taxソフト（SP版）」
をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能



e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知[※]の受領が可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」
を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの
取得が必要です。

申請手続



国税庁ホームページ **インボイス制度特設サイト**

制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

- ①制度の解説動画 ②AIを活用したチャットボット
③インボイスコールセンター等をご案内しております。

特設サイト



月桂冠

中学生・高校生の「税の作文」募集

項目	中学生の「税についての作文」	税に関する高校生の作文
応募資格	中学生	高校生及び中等教育学校生(後期課程)
テーマ	税に関すること	税の意義と役割について考えたこと
応募点数	1人	1編
文字数	1,200字以内 (400字詰め原稿用紙3枚以内)	800字以上1,200字以内
提出先	所属の中学校を通じて 伏見納税貯蓄組合連合会 〒612-0052 京都市伏見区深草墨染町44-14 TEL (075) 641-0998	伏見税務署・総務課 〒612-0084 京都市伏見区鑓屋町無番地 TEL (075) 641-5113
締切日	令和5年9月4日(月)	令和5年9月6日(水)
表彰	入選作品には賞状と副賞(記念品)を贈呈	優秀作品には賞状と記念品を贈呈



税の相談日を開設！ 会員は無料



【令和5年度日程】

- 担当税理士 近畿税理士会伏見支部
派遣税理士
- 場所 伏見納税協会 2階 会議室
- 費用 会員 無料
会員外 2,000円/1回
- 日時 **要予約**
事務局へご連絡ください。

8月	7日(月)	23日(水)
9月	4日(月)	20日(水)
10月	2日(月)	18日(水)
11月	6日(月)	15日(水)
12月	4日(月)	20日(水)

☎ 641-0998

時間はいずれも13時30分~16時00分

- 親切、丁寧に教えてもらえます。

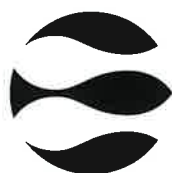
*伏見納税協会の活動内容をホームページにアップ!
是非アクセスしてください。

お気軽にどうぞ



<http://www.nk-net.co.jp/fusimi>

公益社団法人 伏見納税協会



魚三樓
UOSABURO



京都市伏見区京町3丁目187 電話 601-0061

キャッシュレスで国税の納付ができます!

 **キャッシュレス納付の3つのメリット!** **選べる納付手段!**

自宅やオフィスから納付可能!

振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。

PCやスマホで簡単手続き!

ダイレクト納付

ダイレクト納付の申込をすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落により納付する方法です。

現金管理の効率化!

**インターネット
バンキング等**

インターネットバンキング口座などから納付する方法です。



国税庁e-Taxキャラクター:イータ君

**クレジット
カード納付**

インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」から納付受託者に納付を委託する方法です。

**スマホアプリ
納付**

「国税スマートフォン決済専用サイト」から、利用するスマホ決済アプリ (Pay払い) を選択し、納付受託者に納付を委託する方法です。

各納付方法の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。
(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>)



新規入会者のご紹介 (敬称略)

令和五年二月以降分

法人会員

(有)藤野ヘルスケア

ヘルスケア

(株)タニケン

建築防水

ハートフリー(株)

介護事業

(株)ワールド

建設業

個人会員

橋本 芳子

賃貸マンション

森野 保雄

室内装飾

小杉 浩至

神具販売

齊藤 正人

IT業

寺田 宜史

建設業



認印10分 690円・実印60分 3,900円
会社印・各種印刷・表札・焼印・プレート

丸まる屋印房

darumaya-inbo.com 京・伏見・風呂屋町 TEL (075) 611-2622 FAX (075) 621-6757

個人事業税のあらまし

個人事業税は事業を営まれている個人の方に課税される都道府県の税金です。

◆個人事業税が課税される方

- 第一種事業……物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、請負業など37業種
- 第二種事業……畜産業、水産業、薪炭製造業の3業種
- 第三種事業……医業、歯科医業、弁護士業、税理士業、理容業、美容業など30業種

◆税額の計算方法

個人事業税は、次の算式によって計算します。

$$(\text{前年所得金額} - \text{事業主控除}) \times \text{税率} = \text{税額}$$

- 所得金額の計算は、原則として所得税の事業所得及び不動産所得の計算に基づき総収入金額から必要経費を控除して行います。ただし、青色申告をされている方は青色申告控除前の金額となります。
- 事業主控除は年間290万円(年の中途で開・廃業された場合は月割額となります。)
- 税率
 - ・第一種事業……5%
 - ・第二種事業……4%
 - ・第三種事業……5% (あん摩等・装蹄師の各業種は3%)

◆納める時期

納期限は、**第1期分が令和5年8月31日(木)、第2期分が11月30日(木)**です。
ただし、年の中途で事業を廃止されたり、税務署に修正申告をされた場合などは、随時に課税されます。
また、税額が1万円以下の場合には第1期分のみとなります。

◆納める方法 納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

●現金での納付

- ◆お送りする納税通知書(納付書)により、最寄りの金融機関、コンビニ、近畿二府四県のゆうちょ銀行(郵便局含む)、府税事務所で納付してください。

●口座振替による納付

- ◆府内金融機関窓口にて備え付けの「府税口座振替納付依頼書」に必要事項を記入し通帳届出印を押印の上、お取り引きのある金融機関に提出してください。
- ◆本年8月末までに申し込まれますと、今年度第2期分から口座振替納税とすることができます。

●キャッシュレス納付

- 領収証書の発行はできませんのでご注意ください。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- 納付できるのは、税額が30万円以下の納付書に限ります。
- 府税事務所やコンビニ窓口でのクレジット納付はできません。**
- ◆クレジットカード・ネットバンキング(税額の他にシステム利用料がかかります)
コンビニ収納用バーコードが印字された納税通知書(納付書)とクレジットカードをお手元に用意し、カメラ機能のあるスマートフォン・タブレット端末から京都府税納付サイトにアクセスしてください。
- ◆スマートフォンアプリを利用した納付(システム利用料はかかりません。)
ご利用頂けるアプリは3種類
LINE Pay請求書支払い(タブレット不可)、PayPay請求書払い、auPay(請求書支払い)
コンビニ収納用バーコードが印字された納税通知書(納付書)をお手元に用意し、利用するアプリをスマートフォンにインストールし、**残高をチャージした上で**ご利用ください。

～お問合せ先～

- ◎ 税額の内容に関すること、**京都府京都南府税事務所 個人事業税課 692-1391**
- ◎ 納める方法に関すること、**同事務所 管理課 692-1320**

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 京都支店
TEL. 075-371-2111

政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

企業向け第三者賠償責任保険
オールスターズ
ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

火災と地震災害に備える
プロパティガード
+ **企業地震保険**
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

22-073004

〜〜 京都市からのお知らせ 〜

～事業用資産をお持ちの方へ～
『償却資産』の申告について

法人や個人の方が事業を営むために所有している事業用資産（機械・装置、工具・器具・備品等）を償却資産といい、土地や家屋と同様に**固定資産税の対象**となります。

- 償却資産には固定資産税が課税され、法令により申告（毎年1月1日～1月末日）が義務付けられています。
- 文書や電話、現地訪問等による申告指導や申告書の提出がない方には税務署にて国税資料の閲覧を実施することとなります。
- 正当な理由なく申告されなかった場合には、過料が科されることがあります。

対象資産がない場合も申告書の提出を！

申告がない事業者の方に、申告書をお送りすることがあります。
その際に、申告対象となる資産がない場合は、「該当資産なし」で申告をお願いします。

申告の方法、申告書の
ダウンロードはこちら



京都市 償却資産 検索

便利です！
来庁不要の電子申告



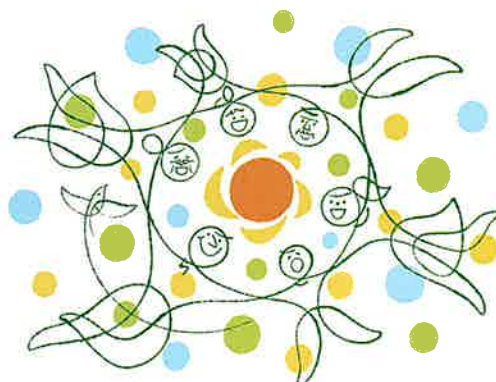
京都市 eLTAX 検索

お問合せ先：京都市行財政局税務部資産税課 償却資産担当

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町566番地の1
井門明治安田生命ビル5階 TEL(075)213-5214

DJIDO 大同生命保険株式会社
京都支社/
京都府京都市中京区烏丸通三条下ル
饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル4F)
TEL 075-231-5341

AIG AIG損害保険株式会社
京都支店/
京都府京都市下京区五条通
大宮南門前町480(富士火災京都ビル)
TEL 075-371-2111



運動実施中！
納税協会の輪
広げよう

経営者大型総合保障制度の
ご加入企業の拡大に向けて

